

○観音寺市男女共同参画推進会議規則

平成24年 5 月 15日 規則第19号

改正

令和 5 年 3 月 27日 規則第11号

観音寺市男女共同参画推進会議規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、観音寺市附属機関設置条例（平成24年観音寺市条例第 1 号）第 2 条の規定に基づき、観音寺市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 観音寺市男女共同参画計画に基づく施策の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する情報収集と調査研究に関すること。
- (3) その他、推進会議の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 各種関係団体の代表者
- (2) 公募により選出された者
- (3) その他市長が適当と認める者

2 前項の規定による公募の手続は、別に定める。

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の 4 未満であってはならない。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総務し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めたときは、推進会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議に関する庶務は、市民部人権課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による最初の推進会議は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（令和5年3月27日規則第11号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。